

平生町告示第12号

令和2年第3回平生町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和2年4月28日

平生町長 浅本 邦裕

- 1 期 日 令和2年5月1日
- 2 場 所 平生町議会議事堂
- 3 付議事項
 - (1) 専決処分の承認について
(平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)
 - (2) 専決処分の承認について
(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 - (3) 専決処分の承認について
(平生町介護保険条例の一部を改正する条例)
 - (4) 令和2年度平生町一般会計補正予算
 - (5) 令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
 - (6) 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
 - (7) 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○開会日に応招した議員

中丸 和則君	中村 武央君
中本 敦子さん	松本 武士君
赤松 義生君	河藤 泰明君
岩本ひろ子さん	細田留美子さん
河内山宏充君	平岡 正一君
村中 仁司君	中川 裕之君

○応招しなかった議員

令和2年 第3回(臨時)平生町議会会議録(第1日)

令和2年5月1日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和2年5月1日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認について
(平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認について
(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認について
(平生町介護保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 議案第29号 令和2年度平生町一般会計補正予算
- 日程第8 議案第30号 令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第31号 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第32号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認について
(平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認について
(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認について
(平生町介護保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 議案第29号 令和2年度平生町一般会計補正予算
- 日程第8 議案第30号 令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第31号 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第32号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
-

出席議員（12名）

1番 中丸 和則君	2番 中村 武央君
3番 中本 敦子 <small>さん</small>	5番 松本 武士君
6番 赤松 義生君	7番 河藤 泰明君
8番 岩本ひろ子 <small>さん</small>	9番 細田留美子 <small>さん</small>
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 村中 仁司君	13番 中川 裕之君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君 書記 加村 直子さん

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅本 邦裕君	副町長	高木 哲夫君
教育長	清時 崇文君	会計管理者	田坂 孝友君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			中尾 和正君
地域振興課長	友田 隆君	町民福祉課長	淵上万理子 <small>さん</small>
税務課長	池田 真治君	健康保険課長	川口 龍哉君
産業課長兼農業委員会事務局長			吉岡 文博君
学校教育課長	河島 建君	総務課財務班長	久保 秀幸君

午前9時00分開会・開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回平生町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、中本敦子議員、松本武士議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（中川 裕之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（中川 裕之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定による令和2年3月及び4月実施分の例月出納検査の結果報告、本臨時会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告は、お手元に配布の文書のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第4. 承認第1号

日程第5. 承認第2号

日程第6. 承認第3号

○議長（中川 裕之君） 日程第4、承認第1号「平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について」、日程第5、承認第2号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」及び日程第6、承認第3号「平生町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」の件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が4月7日に発令され、4月16日には、その対象区域が全国に拡大されました。この緊急事態宣言を受け、本町においても、県が実施する緊急事態措置に対して協力し、感染拡大の防止に取り組むとともに、町民のみなさまにもご協力をお願いしているところです。

そうした中、令和2年第3回平生町議会臨時会を開催いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本臨時会にご提案申し上げます議案は、承認3件、予算2件、条例2件でございます。

それでは、承認第1号「平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認」について、承認第2号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認」について、並びに承認第3号「平生町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認」につきまして、一括してご説明申し上げます。

これらの条例は、関連する法律等が施行されたことに伴い、緊急に執行を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、去る4月1日に専決処分させていただいたもので、同条第3項の規定により、承認をお願いするものであります。

まず、承認第1号「平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認」についてご説明申し上げます。

このたびの地方税法の改正は、持続的な経済成長の実現に向けての各種税制上の措置を講ずることや、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子供に対する公平な税制を実現することなどを目的に行われたものであります。

改正の主な内容につきましては、固定資産税におきましては、所有者不明土地に係る課題の対応として、現に所有している者の申告の制度化や使用者を所有者とみなす制度を規定いたすものであります。個人住民税におきましては、未婚のひとり親に対する税制上の措置や寡婦控除の見直しなどであり、たばこ税におきましては、軽量の葉巻たばこの換算方法を紙巻きたばこあたりに変更いたすものであります。

続きまして、承認第2号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認」についてご説明を申し上げます。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、中低所得者の保険税負担の軽減を図るため、減額の対象となる所得基準の算定において、世帯内の被保険者の数に乗すべき金額の引き上げを行うものであります。

続きまして、承認第3号「平生町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認」についてご説明を申し上げます。

改正の内容につきましては、低所得者の第1号保険料の負担軽減を強化するもので、所得段階が第1段階、第2段階及び第3段階の者の保険料の減額を行うものであります。

以上で承認につきましても説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じますので、ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、承認第1号「平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について」の件は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

続きまして、承認第2号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」の件は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

続きまして、承認第3号「平生町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」の件は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

日程第7. 議案第29号

日程第8. 議案第30号

日程第9. 議案第31号

日程第10. 議案第32号

○議長（中川 裕之君） 日程第7、議案第29号「令和2年度平生町一般会計補正予算」から日程第10、議案第32号「平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例」までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただ今は承認3件につきまして、ご承認を賜りましてありがとうございます。

続きまして、予算2件、条例2件の議案につきまして、順を追って説明を申しあげます。

議案第29号「令和2年度平生町一般会計補正予算」であります。

今回の補正額は12億3,288万8,000円を追加いたしまして、予算総額は62億7,988万8,000円となるものであります。

このたびの補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として町独自の子育て世帯への緊急支援の取組みに要する経費や国の補正予算を踏まえた関連経費を主に計上いたしてお

ります。

まず、歳出から申しあげます。9ページからであります。

地域振興費では堅ヶ浜コミュニティ協議会の活動に要する経費として宝くじ助成の申請をしており、このたび内示を受けましたので所要の経費を計上いたしております。

特別定額給付金事業費は目の新設でありまして、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一つとして国の補正予算措置により、住民の皆さんに一律10万円を給付いたすものであります。事務費分を含め全額国からの補助金であり、交付金をはじめ所要の経費を計上いたしております。

10ページの児童福祉総務費では、児童クラブや公立保育所における感染症対策として消毒液、体温計などの購入に要する経費を計上いたしております。

また、町独自の取り組みであります子育て世帯緊急支援給付金支給事業の義務教育までのすべての子育て世帯への支援対策として児童手当対象者に一人あたり1万円を上乗せして支給する経費を計上いたしております。

同様に町独自の取り組みであります子育て世帯緊急支援給付金支給事業のひとり親世帯等への支援対策として児童扶養手当の対象者一人あたり一律3万円を支給いたしますが、こちらにつきましては予備費の財源を活用して支出いたすこととしております。

子育て世帯臨時特別給付金事業費は、目の新設でありまして、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一つとして国の補正予算措置により、対象児童一人あたり1万円を支給いたすものであります。事務費分を含め全額国からの補助金であり、交付金をはじめ所要の経費を計上いたしております。

11ページの母子衛生費では、妊婦の感染症対策を図るため国から布製マスクが配布されることとなり、郵送料などの所要の経費を計上いたしております。

予防費では、感染症対策として備蓄用のマスク購入や庁舎をはじめ公共施設に対応した消毒液などを購入する経費を計上いたしております。

清掃費では、感染症対策として、し尿収集業務やゴミ収集業務の従事に要する防護用具が不足した場合に備え購入する経費を計上いたしております。

12ページのひらお特産品センター管理費では、特産品センターが業務を継続するための支援策として空気清浄機などを設置することで、売り場の感染予防対策を進めてまいります。

教育費の事務局費では、小中学校や幼稚園における感染症対策として体温計や滅菌器などを購入する経費を計上いたしております。

13ページの小学校費の学校管理費では、平生小学校の第3校舎におきまして経年劣化のため雨漏りが生じており、雨季を前に児童の安全安心な施設環境を確保するため、防水工事の所要額を計上いたしております。

予備費では、町独自の取り組みであります子育て世帯緊急支援給付金支給事業のひとり親世帯等への支援対策として児童扶養手当の対象者に給付金を支出しておりますが、今後の災害等、非常

時に備え一定の予備費を確保しておく必要があることから補正いたすものであります。

7ページからの歳入におきまして、国庫補助金では新型コロナウイルス感染症対策として国の補正予算措置によります、特別定額給付金事業と子育て世帯臨時特別給付金事業の特定財源であり、事務費を含め全額国の補助金であります。

また、妊婦の皆さんへの感染症対策として特定財源である母子保健医療対策等総合支援事業費を計上いたしております。

繰入金では、感染症対策に対応する財源として財政基金からの繰入を行うものであります。

諸収入の雑入では、宝くじ助成事業の特定財源を計上いたしております。

町債では、平生小学校の防水工事の特定財源を計上いたしております。

以上で「令和2年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきますが、末尾に給与明細書及び地方債に関する調書をそれぞれ添付しておりますので、ご参考に供していただきたいと思っております。

続きまして議案第30号「平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」であります。

今回の補正額は55万9,000円を追加いたしまして、予算総額は16億1,260万6,000円となるものであります。

7ページの歳出から申しあげます。

被保険者である被用者が新型コロナウイルス感染症により仕事を休まざるを得ず、給与等の収入を得ることができない場合の手当として傷病手当を支給することとしており、所要の額を計上いたしております。

手当金の財源措置として6ページの歳入におきまして県補助金の特別調整交付金を計上いたしております。

続きまして、議案第31号「平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明申しあげます。

本条例につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に伴い地方税法が改正され、本日5月1日に公布されたことに伴い、関係条文を改正いたすものでございます。

主な改正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例や寄附金税額控除の特例、住宅借入金等特別税額控除の特例について規定いたすものであります。

このうち、徴収猶予の特例により、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった納税者は、申請により、令和2年2月1日から令和3年1月31日の間に納期限が到来する個人住民税や固定資産税などの税目について、納期限から最大1年間の納税猶予が出来ることとなります。また延滞金については、全額免除となります。収入状況等については個々に状況は異なるものと考えており、丁寧な納税相談に努めたいと考えております。施行日につきましては、公布の日といたします。

続きまして、議案第32号「平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、内閣に設置された新型コロナウイルス感染症対策本部により令和2年3月10日に決定された対応策に基づき、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で給与の支払いを受けている者に対して、一定期間に限り傷病手当金を支給することを規定いたすものであります。

当該傷病手当金につきましては、支給額全額について国から特例的な財政支援が行われるものであります。施行日につきましては、公布の日といたします。

以上をもちまして、予算2件、条例2件の議案につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思いますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じますので、ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。

まず、「令和2年度平生町一般会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありますか。松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） 12ページの農林水産業費の農業費のひらお特産品センターに空気清浄機を入れるということなんですが、これは空気清浄機等と書いているが、等の意味と、どんな空気清浄機かということ、ちょっと台数とか、新型コロナに対応できている空気清浄機がもうあるのか、そこらへんもちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 新型コロナウイルスに対応したものがあるかどうか、それは調べてみると、今、現時点ではわかりません。ただ、あるのであればそちらの方にすればいいかなとは思いますが、いずれにしても今考えているのは、普通のといえますか、清浄機2台を買おうということで措置をお願いしているところであります。これにつきましても、もう少しよく調べて、どうなのがいいのかも含めて、検討して設置したいというふうに考えております。失礼しました、3台です。よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありますか。松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） 今の続きでもうちょっと聞きたいことがあるのでお願いします。

私が調べた限りでは新型コロナに対応した空気清浄機というのは見当たらなかったんですね。私の調べた限りなので、あったら喜ばしいことなんですが、以前の旧型と言ったらいいのかわからないんですけど、旧型のコロナに対応したものはあるらしいんですけど、それが効果があれば

それがいいとは思いますが…。空気清浄機を購入してしまうと、もし、コロナがいつ収まるかわかりませんが、収まった後、その空気清浄機はどうなるのか。有効活用とかどこか他の施設に使うのかとか、運用の仕方をどのように考えているのかお聞かせ願いたいです。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） コロナ対策で使った後どうするのかという御質問だろうと思いますが、いずれにしても有効活用はしていかないといけないと思いますので、いろんところで使える可能性は、介護施設とかそういうところにも置くことも可能かと思っておりますが、産業課長に説明させます。

○議長（中川 裕之君） 吉岡産業課長。

○産業課長（吉岡 文博君） 今回購入した空気清浄機のその後ということでございます。空気清浄機は、議員ご指摘のように新型コロナウイルスに有効だというのは製品として発表はされておられません。ですが、できる限りの対応をしていくという思いから、一般的に菌、ウイルスに効果のある機種を選定していくというものでございます。

したがって、空気清浄機につきましては、季節性のインフルエンザでありますとか、そういったものに効果がございますので、引き続き特産品センターの方で活用できればそういった利用にも供してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 平生町子育て世帯緊急支援給付金事業についてですが、これは資料もいいし、事業としてはまず視点がいいということの評価しておきたいことと、ちょっとこれでお聞きしたいんですが、これを見ましたら1の方は予備費を充当して、2の方は一般財源でやるというように、財源のやりくりがちょっと面白い形になっているが、これの経緯とか、私の指摘が当たっているのかどうかも含めて、どうしてこういう財源対策になるのか。いずれにせよ基金からの繰り入れという、最後には財源になるんですよね。ちょっとそれがお聞きしたいんですが。

○議長（中川 裕之君） 高木副町長。

○副町長（高木 哲夫君） ただいまの御質問でございますが、既に事務的な準備はさせていただいております。その準備をする段階で予算の措置がございませんでしたので、ひとり親家庭に対するものについては予備費を充用させていただいて、事業の実施に着手しており、児童手当の受給者に対しては現状の児童手当の予算がございまして、その予算を活用といたしますか、本日子算計上させていただいておりますけど、その現行の予算を担保として事業実施にあたらせていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑は。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） そうすると、できるだけ早く対応したいと、そういうことでこういう措置をとったという理解でよろしいですか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） そういうことでございます。一刻も早くということから私から指示をさせていただきますましてですね、やっぱり困っている人は本当に困っているんだらうから、一日でも早く支給したいという思いでございます。

また、10万円につきましてですね、これもなるべく早く皆さんの手元に届くようにということで、本日これが終わりましたら直ちに申請書を送付させていただきますまして、今のところ4日から受付を開始して、支給できるよう直ちに対応していこうというふうに思っております。以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に「令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 後の条例改正とも絡むんですけど、コロナに関連して仕事を休まざるを得なかったという方に対して、休業補償をするという制度なんですけど、先ほど町長の説明の中で「被用者に限り」という言葉が出てきたんですけど、ここでは、条例の方では「被保険者等に係る傷病手当金」となっているんですけど、国保の加入者というのは平成30年度の決算では2,800数十人おられるんですけど、雇われている人の国保の加入者というよりは、要するに個人事業主とか農業を営んでいる人、漁業を営んでいる人、そういう方たちが多数を占める制度だと思うんですが、そういう商店街でお店を営んでおられる方とか漁業を営んでおられる方とか、そういう人も傷病手当金の対象になるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 健康保険課長から答弁させていただきます。

○議長（中川 裕之君） 川口健康保険課長。

○健康保険課長（川口 龍哉君） ただいまの赤松議員からの質問ですが、こちらに関しましては、あくまでも国民健康保険の被保険者である被用者になりますので、実際、自営をされている方は給与というものを受け取っていないと思われまして、ですので、これはあくまでも給与を受け取っている方が全部または一部を受け取れなくなることで、この傷病手当を支給するということになりますので、そういった自営業の方、事業者に対しましては支給対象外となります。

○議長（中川 裕之君） 暫時休憩します。

午前9時34分休憩

.....

午前9時35分再開

○議長（中川 裕之君） 再開します。暫時休憩します。

午前9時36分休憩

.....

午前9時37分再開

○議長（中川 裕之君） 再開します。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今回のコロナ騒動で一番打撃を受けているのはやっぱり事業を営んでおられる方々だと思うんですね。そういう方たちに対して、罹った時とかそれに近い症状になった時の話ですけど、そういう事業者も本来であれば傷病手当金が支給されて然るべきだというふうに私は思います。

それから関連するので、ここで発言しておきますけど、先ほど平岡議員からもお話がありましたけど、子育て世帯に係っていち早く独自の支援策を提案されたということは本当に発想もいいし、迅速にやられたということは本当にいいことだと思っております。

ただ、この際町長にお願いしておきたいんですけど、やっぱり平生町にはいろんな形で事業を営んでおられる方がたくさんおられます。現に、「予定が全然入ってこない」とか「全然これから先仕事がない」とか、そういうことをたくさん聞いていますし、「遠くに出張に行っている子供が今度帰ってくるようになるけど、その時どう対応したらいいのだろうか」という相談をこの間受けました。保健所に聞いても「その時の状況にもよりますけど」という、あまり要領を得ない回答なんですけど、特に、やっぱり産業のところをどう支援していくかというところで、基本的には国がやっていく筋合いのものだと、県もこの前、休業への協力金ということで飲食店に一律10万円とか、県もそういう手当をとっておられますけど、昨日の参議院の予算委員会とか一昨日の衆議院の予算委員会の議論とか聞いてもまだまだ十分でないことは確かなので、平生町の、町内の業者さんたちの状況なんかも町長からしっかり国の方に発信していただけたらというふうに思っています。以上です。

○議長（中川 裕之君） 要望ということでよいか。はい。

ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に「平生町賦課徴収条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に「平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、議案第29号「令和2年度平生町一般会計補正予算」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第30号「令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第31号「平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第32号「平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（中川 裕之君） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

これをもって、令和2年第3回平生町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時44分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 中 本 敦 子

署名議員 松 本 武 士